

一般財団法人愛知県建築住宅センター

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（第35条に基づく性能向上計画認定）及び建築物のエネルギー消費性能の認定（第41条に基づく認定表示）に係る技術的審査料金規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第8条に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条に基づく性能向上計画認定）及び建築物のエネルギー消費性能の認定（同法第41条に基づく認定表示）に係る技術的審査料金について必要な事項を定める。

（技術的審査料金）

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る技術的審査業務規程」第19条に規定する技術的審査料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

単位：円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅		31,900	
共同住宅等、複合建築物の住宅部分	1棟の総戸数	1住戸	31,900
		2戸以上10戸以下	59,400+3,300×M
		11戸以上20戸以下	83,600+2,200×M
		21戸以上	見積り

※ Mは、1棟の全体戸数を示す。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類（当該業務が求める性能値を有するもの）のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は12,100円、共同住宅等は上記の料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ 住宅性能証明書
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ⑤ BELS評価書
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35設計検査に関する通知書（省エネルギー性）

二 非住宅建築物の料金は、下記による。

単位：円

区分		床面積の合計				
		300㎡以下	300㎡を超え 1,000㎡以下	1,000㎡を 超え2,000 ㎡以下	2,000㎡を 超え5,000 ㎡以下	5,000㎡を 超え10,000 ㎡以下
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	132,000	190,300	223,300	256,300	見積り
	上記以外の建築物	107,800	124,300	140,800	157,300	見積り
標準入力 法（主要 室入力法 を含む）	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	223,300	272,800	330,000	388,300	470,800
	上記以外の建築物	165,000	190,300	223,300	280,500	338,800

※ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用する。

※ 床面積の合計が10,000㎡を超える場合は、別途見積りとする。

※ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りによる。

※ 次の各号に該当する申請と同じ計算方法で審査を依頼する場合は、上記の料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ② B E L S 評価書
- ③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

三 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物の料金は下記による。

一号及び二号で算出した料金を合計した料金

四 センターで適合証が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、一号及び二号、三号で算出した料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。

（再発行に係る料金）

第3条 適合証の再発行に係る料金は、1通につき2,200円とする。

（料金の減額）

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年11月18日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。